

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にある土地として指定区域として指定した土地の形質の変更（盛土、掘削又は工作物の設置等）をしようとする場合、当該工事着手30日前までに届出をしなければならない。	届出	環境エネルギー部 循環型社会推進課 (023-630-3021)	同左	同左